

「障害者差別解消条例の改正に係る委員からの意見について」(報告書)

質問と再度の意見

2021年8月16日

加藤了教

8月11日、自立支援協議会相談部会において「障害者差別解消条例の改正に係る委員からの意見について」と題してWGでの検討状況・質問への回答をいただきました。この中で委員加藤の質問、意見に対する回答の中で、再度の質問や意見を述べたいと思います。

第10条(相互理解の促進)

質問

「正しい理解を深めるよう、普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする」について、「市民及び職員を対象に、啓発物の配布、講演会や研修の実施を行っています」と回答していますが、具体的な取り組みについて知りたい。

*市民を対象に啓発物の配布、講演会などどのように行われたのでしょうか。回数や内容について。

*職員を対象に啓発物の配布や研修がどのように行われたのでしょうか。回数や内容について。

【回答】

*啓発物の配布としては、ヘルプマークの作成及び周知、ヘルプカードの作成及び周知、差別解消条例の冊子・リーフレットの作成及び配布などがあげられます。

*研修事業としては、市民対象の理解促進研修を年1回、職員対象の理解促進研修を年1回実施するほか、新規採用職員を対象に障がい者差別解消研修を実施しています。

第11条(教育)

質問

「職員の研修については、障害者差別解消法第10条に基づき別途制定した対応要領において定めています。」とあります。対応要領の内容を知りたい。

かつて、息子が精神科病院に入院する時、本人が生活保護を受けたいと強くいったので、妻が市の窓口で相談に伺ったところ「生活保護は簡単に申請するものではない」といわれましたが、後日、別な職員に相談したところ、こころよく相談に乗っていただき受け入れていただきました。

【回答】

対応要領は、市公式ホームページの例規集に載っています。下記をご覧ください。

「小金井市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」

[https://ops.jg.d1-](https://ops.jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A44F&houcd=H428902200003&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

[law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A44F&houcd=H428902200003&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj](https://ops.jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8016A44F&houcd=H428902200003&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

意見

*提案した条文は、立川市の「教育に関する合理的配慮等」の条文を受け継いだものです。

「市は、障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が個々に応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする」。「全て」を入れることによって、見逃し落ちこぼれを許さない観点を入れまし
た。また、質問への回答は、「幼児」及び「療育」の削除は、対象範囲を狭めてしまい、見直しの趣旨に逆行してしまうことが懸念されます。」とありますが、「幼児」及び「療育」だけでなく、障害の有無にかかわらず、個々に応じた教育及び療育を受けられるという意味で狭めるのではなく逆行でもありません。

【事務局の考え】

*「幼児」及び「療育」の削除について

立川市の条例では、「教育に関する合理的配慮等」の他に、「療育に関する合理的配慮等」の規定が別に設けられていますが、本市の条例では、(教育)の規定において両方を含めていることから、削除しないほうがよいと考えています。

*第11条 2項を入れることについて

「市は、児童及び生徒並びに保護者に対し、障害について正しく理解するため、必要な知識を提供するものとする」の意見に対して、回答は「第11条は教育に特化した条項なので、対象に保護者を並立するのはなじまない」また、「第10条で市民への普及啓発その他必要な措置に含められる」としています。市民一般と児童及び生徒の保護者とは必要な知識の必要性はおのずから広さも深さも異なると思います。市民一般に解消することなく条文に入れる必要があるのではないのでしょうか。

【事務局の考え】

「教育に特化した」とは、「子どもを対象」としていることを説明したものです。

逐条解説にもあるとおり、本項は、子どもの育ちにおいて、多様な他者との関りや、関係の作り方を学ぶことの規定であることから、保護者を並記することに違和感を感じました。

前回の説明のとおり、保護者(大人)への知識の提供は、前条の規定でカバーできていると考えています。

第15条助言及びあっせん

意見

条例施行後、助言又はあっせんを行った実績はなかったようですが、今コロナ過の中、社会的弱者に対する差別や虐待が増えているニュースをよく見ます。障害者(児)は特に親や先生等に訴えることが不得意です。市民、保護者、関係者はアンテナを高くする必要があると思います。なお、私の息子は、小中学校でいじめや差別に会い泣いて帰宅することがあり、近所の方が知らせてくれました。当時先生に相談しても、がちが明かず直接親が校長先生等に相談し、転向をさせてもらいました。このことが後に精神疾患の原因の一つと思われ、入院に至りました。

【事務局からの報告】

いただいたご意見のとおり、これまで差別解消委員会に助言又はあっせんを求めるに至った案件はありません。

令和2年度に特定相談として受けた案件は6件ありましたが、相談への対応に本人が納得して終了したもの、聞き取りを行った結果、障害を理由とする差別にはあたらなかったものなどでした。

第4条市の責務

市の責務については、差別を解消するため必要な施策を実施するか、差別を解消するための施策を実施するかの違いです。回答は「必要は」やるべきことを意味するととらえてますので、削除する必要はない」としています。やるべきことをやるとするなら、なぜあえて「必要」を入れるのでしょうか。「必要」であるか無いか誰がどのように判断するのでしょうか。「必要ない」と判断すればやらなくてよいとなります。例えば、立川市の条例は第4条市の責務で「障害及び障害のある人に対する理解を広め、差別を解消するための施策を実施しなければならない」とし、「必要」を入れていません。広辞苑によれば、必要とは「欠くことができないこと。なくてはならないこと」とあります。小金井市は「欠くことができない」ことだけを実施するのでしょうか。

【事務局の考え方】

例えば、「市長が必要と認めるとき」などの規定であれば、主語とされている「市長」（市）の裁量が含まれると解しますが、本条のように「必要な施策」という規定の場合、必要か否かは市（または他の誰か）の裁量で決まるものではなく、実際に必要か否かによるものと解しています。

「必要な」があるかないかで、ニュアンスが変わることは理解するところですが、上記の理由から、本条例を根拠に差別を解消するための施策を実施するにあたり、実質的な違いはないと考えています。

新たに条例を制定するのであれば、ニュアンスの違いについても議論すべきと考えますが、少なくとも今回の改正においては、実質的に違いがないものについては現行のままとしたいと考えています。